

復興推進委員会(第1回)議事録

1. 開催日時 : 平成 24 年 3 月 19 日(木)17:00~19:30

2. 場 所 : 官邸4階大会議室

3. 出席者 :

委員 長	五百旗頭 真	防衛大学校長、神戸大学名誉教授
委員長代理	御厨 貴	東京大学教授
委 員	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
	牛尾 陽子	財団法人東北活性化研究センターアドバイザーフェロー
	大井 誠治	岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長
	岡本 行夫	東北漁業再開支援基金・希望の烽火代表理事
	清原 桂子	兵庫県理事
	佐藤 雄平	福島県知事
	重川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
	達増 拓也	岩手県知事
	星 光一郎	福島県社会福祉施設経営者協議会長
	堀田 力	弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団理事長
	村井 嘉浩	宮城県知事
	横山 英子	仙台経済同友会幹事 (株)横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役社長
	吉田 文和	共同通信社編集局長
政府側出席者	野田 佳彦	内閣総理大臣
	岡田 克也	副総理
	藤村 修	内閣官房長官
	平野 達男	復興大臣
	齋藤 勁	内閣官房副長官
	本多 平直	内閣総理大臣補佐官
	松下 忠洋	復興副大臣
	末松 義規	復興副大臣
	郡 和子	復興大臣政務官
	竹歳 誠	内閣官房副長官
	峰久 幸義	復興庁事務次官

4. 議事録：

○平野復興大臣 ただいまより、第1回「復興推進委員会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、このたびの東日本大震災における被害により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。御起立をお願いいたします。

(黙祷)

○平野復興大臣 お直りください。御着席をお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、ただいまより会議を始めます。

本日は大変お忙しい中を御参集いただきありがとうございます。

まず冒頭、会議の開催に当たりまして、総理より皆様にごあいさつを申し上げます。

○野田内閣総理大臣 第1回の復興委員会の開催に当たりまして、委員長あるいは委員の皆様、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

3月11日で、東日本大震災が発災してからちょうど1年となりました。先般の追悼式でも申し上げましたとおり、復興の決意を新たにし、そして、復興を通じた日本再生という歴史的な使命を果たしてきたと考えております。

これまでも政府としては、東日本大震災からの復旧・復興については全力で取り組んできたつもりでございます。平成23年度の第1次～第4次補正予算、この執行を急がなければなりません。補正予算を4回組んだのは戦後一度だけです。加えて、今、御審議いただいている平成24年度の予算においても、約3.8兆円の復興についての予算措置を盛り込んでおります。こういう取組みをやってまいりましたが、特に2月に復興庁をスタートさせることとなりました。この復興庁は、御案内のとおり、被災地の御要請、御要望について、縦割りの弊害を廃して、ワンストップできちっと即応していく、そういう司令塔となる役割を果たすことを期しているものでございます。

こういう制度、組織についても準備をしてきたつもりでございます。ただ、残念ながら、今日は被災地からそれぞれ知事さんにもお見えいただいておりますが、まだ遅い、行き届いていないという御要請をいただくこともございます。そういう問題を乗り越えて、今年はいよいよ一層復興に向けての取組みを加速していきたいと考えております。そのためにも、この「復興推進委員会」におきましては、地震・津波被害と原発災害からの復興のため、施策実施状況を調査・審議し、その課題を御指摘いただきたいと思います。

政府としては、被災地の声を真摯に受け止めて、改めるべき点は改めて、復興の取組みを加速していきたいと思っております。

第1回の委員会を開催することになりましたけれども、五百旗頭委員長始め委員各位にはよろしく御審議をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○平野復興大臣 それでは、私の議事進行はここまでとさせていただきます。これからあとは委員長の主催によって議事をお進めいただくこととなりますので、委員長、よろしくようお願い申し上げます。

○五百旗頭委員長 委員長を仰せつかりました五百旗頭でございます。

復興構想段階ではすべて地ならしから全体像をつくり上げるということのために、毎週土曜日に5時間という非人道的な密度で討議を重ねましたが、こちらの方は幸いにも昨年末に与野党の合意によって、復興のための補正予算、関連法案、復興庁についても、増税についても、一応でき上がりました。

しかし、大きな構想ができた、その実施のためのスキームができたと言いましても、何しろ史上例のない大変な事態、これが広域にわたり、多岐にわたっております。それが実際にうまく進むかどうかということをやはりモニターする機関がなければいけない。そして、しっかりと見て、どこが問題なのかということ政府と国民に対して語るという機能がこの社会に必要なだと思われまます。

そういう意味で、この推進委員会、皆さんにお忙しい中集まっていたいただいて、5時間というような非人道的なものではなくて、良心的、社会的常識に従って2時間程度の会議を持つことによって、全般の進捗状況、そして問題点について率直に示す、そういう機能を果たしたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○五百旗頭委員長 それでは、第1回目でありますので、各委員の紹介をまず初めにさせていただきますと思います。

御厨貴委員長代理でございます。

以下、恐縮ではありますが五十音順に紹介させていただきますと思います。

飯尾潤委員です。

牛尾陽子委員です。

大井誠治委員です。

岡本行夫委員です。

清原桂子委員です。

佐藤雄平委員です。

重川希志依委員です。

達増拓也委員です。

星光一郎委員です。

堀田力委員です。

村井嘉浩委員です。

横山英子委員です。

吉田文和委員です。

以上の委員、全員、今日は御出席いただきました。また、政府からも今日はたくさんの御出席をいただいております。

先ほどごあいさついただきました野田総理大臣。

岡田副総理。

藤村内閣官房長官。

平野復興大臣。

そのほか政府関係者、たくさんの方に御出席いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

なお、野田総理大臣は外交日程のため、ここで退席と伺っております。御多忙の中、ありがとうございます。

○野田内閣総理大臣 すみません、中座しますが、よろしく願いいたします。

(野田内閣総理大臣退室)

○五百旗頭委員長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まずお手元の資料1、当会議の運営要領(案)についてお諮りしたいと思います。いちいち読み上げることは時間の関係で避けたいと思いますが、留意いただきたいのは、第4条に審議内容等の公表というのがございます。今のように冒頭のあいさつ等々以外の審議については、原則として非公開といたしますが、皆さんから今日既に御意見を事前に出していただきました。それを含む配付資料については、会議終了後、原則として公表したいと思います。

なお、委員の皆様から、出した資料について非公開扱いを望まれるという場合には、その旨、言っていただきましたら、そのように取り扱わせていただきます。

公開とも関係する議事録については、第5条により作成いたします。岡田副総理がおられるのに作成しないということはありません。各委員に確認していただいた後、具体的には会議後1か月を目途に公表したいと思います。これは手続上の必要からで、前の復興構想会議の場合には、初め実名を抜いた内容だけがわかるものを1か月以内に各委員のチェックを受けた後に公表して、そして会議が完了し、復興庁ができたときに全部実名入りで公開といたしました。今回はそのように2段階をしないで、1か月後に実名入りで公開させていただいていいのではないかと思います。

手続に1か月かかるかと思いますが、しかし、各会議で何をやったのかということが社会的関心でもあろうと思いますので、会議終了後、私、委員長と委員長代理から、主要な議論、この委員会として、これは社会に対してすぐに言った方がいいという点について、主要論点について記者ブリーフをさせていただきたいと思います。

そのように考えておりますが、運営要領について御意見はございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。そのように進めさせていただきたいと思います。

続きまして、今後の進め方について、資料2を見ていただければと思います。私の方から、この委員会の趣旨を最初に書いております。先ほども言いましたように、第1パラグラフの後ろの方に、本委員会の任務は、復興の実施状況を見守り、評価し、問題点や課題があればそれを率直に政府と国民に告げることにある。そして、その下のパラグラフは精

神のようなものでありますが、この大変な国難、被災の中で国民的な連帯を持って被災地を支え、支えぬくことを通してよりよき日本をつむぎ出すという共同の事業であると理解しております。本委員会はそのような観点から、国民的な連帯をつなぐ役割を担おうとするものであると考える次第です。

がれき受け入れについて、幾つかの自治体が前向きに対応してくれていることは幸いがありますけれども、放射線がないものであっても嫌だ、絶対だめだとかたくな拒否というものもございます。我々の国のどこにあってもこのような被害を受ける危険性はあるのです。今はしてやるという気持ちでいる人も、自分たちがその境遇に置かれることが、どこで起ころうと全国的に支えていくという姿勢が非常に大事だと思いますので、国民的支えをやはり呼びかけるというのがこの委員会の立場であろうと思う次第です。

具体的な仕事といたしましては、3点書いてありますが、地震・津波災害と原子力災害の双方について、迅速な復興という観点に立って、復興施策の実施状況、そして現地の復興状況を視察して、大局的な観点から、必要に応じて意見を提出する。そのため政府から意見を聞き、現地視察、自治体等から聞く、そして知るということを重視して、秋ごろ、9月ごろを目途にして中間報告を考えたい。2周年に年次報告をまとめることが望ましいと思うのです。1年ごとにまとめるに当たって、9月ごろに今のところの状況はどうかと。特に全般、総論的に書くこと以外にここが大事な問題ではないか、がれきならがれき、あるいは地盤沈下を支え上げるとか、重要と思われるポイントを9月ごろにここで討議していただいて、この3つとか5つとか、それは特に論じなければいけないということをフォーカスして、それを基にして2周年までに年次報告をまとめるというふうに進めてはどうかと御提案申し上げる次第です。いかがでございましょうか。特に御意見なければよろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 私どもは原子力災害で他県とまた違ってまいりまして、現況を考えるとどこまで他県と同じような報告ができるかはっきりしないところもあります。原子力災害の場合は中間的なものにならざるを得ないのかなと思いますけれども、その件についてはどのようになりましょうか。

○五百旗頭委員長 同じようであることは不可能であることは、そのとおりだと思います。我々にとって大事なことは、違うならば違うで、違う事実ということをしかりと見てそれを報告する。そして、それを踏まえた上で、できるだけ方向性を示したい。全国的な前の復興構想会議のときに第1回の会議で心の共同体で一番大変な福島を我々は共有して進むのだということを申し、また報告書の中でも、まだスタートに立ったとも言えないところであるけれども、一章を設けて、福島復興ということについて可能な限りのことを国として国民としてしようではないかということを書きましたが、その精神はこの委員会にも継承される。そういう観点に立って、遅れている事実は事実として言いながら方向づけるということについて示唆を与えることができればと思う次第です。

○佐藤委員 原子力担当の閣僚がいらっしゃらないのですけれども、原子力発電所事故の担当閣僚がこの会議のメンバーに必要だと思いますがいかがでしょう。

○五百旗頭委員長 討議内容に必要な場合は政府の方からしかるべき人をこの会議へ是非出させていただきたいと思います。県知事さんはおられますし、現地の事情についても我々はできるだけつまびらかにするというふうにしたいと思います。よろしゅうございますか。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の3であります、「復興の現状と取組」について、政府の方からまず御報告をいただきたいと思います。

平野大臣、お願いできますでしょうか。

○平野復興大臣 それでは、私の方から資料3に基づきまして「復興の現状と取組」ということにつきまして、概略の御説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目、「主なインフラの復旧の現状」ということで、いわゆる公共施設、学校等々も含む、あるいは医療施設も含む施設がかなり被災しておりまして、これまで各省が現地に行きまして災害査定というものを行っておりました。この災害査定につきましては、進捗率が大体9割以上ということで、査定が終わりますと、各自治体の判断で、あるいは直轄事業として災害復旧事業ができるという状況になってきているということでもあります。

特に海岸堤防の復旧事例ということで右側に書いてございますけれども、例えば直轄でやっている部分につきましては、主な背後の重要な施設などについては早期に着工するというので、23年度に着手箇所は7工区を予定しているということでもあります。

昨年の被災のときに、当時の大島大臣とお話ししたときに、港湾の復旧を急がなければならぬということで、港湾だけではないのですけれども、国土交通省、特に馬力をかけて復旧をやってきたという経過がございまして、下に復旧事例ということで、利用可能岸壁及びコンテナ貨物取扱量の推移ということを示してございます。ちなみにこういった公的可能な災害復旧につきましては、別途、復興本部がまとめた、今は復興庁でありますけれども、施設ごとに工程表をつくっておきまして、4月にもう一回この見直しをやる予定でございます。

2ページ目が産業復旧の状況でございまして、特に津波で被災した地域あるいは福島もそうなのですけれども、原発などにおいてもかなり大きな被害が出ておりますが、産業が面的な流失、流亡しているというところが多いです。これにつきましては、まずグループ補助金、これは4分の3が補助率ということになりますけれども、グループ補助金を軸に水産加工業、製造業、こういったものの復旧に向けての支援をしております。172グループ、2,721者の復旧を現段階で支援しております、そのほかに仮設店舗でありますとかの支援をしておりますが、引き続きグループ補助金につきましては必要な予算はしっかり確保していきながら、支援をしていきたいと思っております。下に復旧事例等々の例が示されてございます。

3ページ目は、産業の復旧の中での2番目としての水産業でございまして、何と云っても

今回は沿岸地域の被害ということでございまして、復旧・復興の大きなかぎは水産業の復活ということになります。被災3県の主要漁港における1月水揚げ数量・金額は、約7割ということまでになっております。これはもっと復活をさせなければならないということでもあります。

被災した310漁港のうち、ほぼすべての漁港で、一部でも水産物の陸揚げが可能となっております。ただ、まだ地元に行きますと、一部ではとても不十分だということで、もっと急げという要望は強く受けております。

一日も早い水産業の復旧・復興に向けて、今後も切れ目のない支援を継続ということでございまして、そのほかに漁船が二万数千隻あったのが全部流亡もしくは被害を受けて使えなくなりましたけれども、できるだけ早い段階で1万2,000隻復活させるということを目指しておりますが、これも今の段階ではたしか6～7割ぐらい、大馬力をかけておりますけれども、材料の提供がなかなか追いつかないとかさまざまなおことがございますから、何とかこれも急ぎたいと思っております。併せて、流通加工施設、製氷施設、貯蔵施設等々についても、先ほどのグループ補助金、水産庁の補助金等を使いながら積極的に進めていきたいと思っております。

4番目、住宅再建及び高台移転でございます。市町村が策定するマスタープランとしての復興計画、あえてマスタープランと言わせていただきますけれども、2月の末時点で約9割の市町村が完成しております。問題は、市町村の復興計画策定後の個別事業、いわゆる実施計画であります。この実施計画の段階になりますと、個々の被災者の方々の意思決定という合意形成という大変困難な仕事がございます、これについては被災自治体がうんうん頭を悩ませながら汗をかきながらやっているという段階でございます。

今後、市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題でございますけれども、復興交付金による支援、あとマンパワー不足という問題もございますので、専門家の派遣を始めとしたマンパワーに対する支援については引き続きしっかり取り組んでいく必要があると思っております。

5ページ目はがれきでございます。平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることが目標ということで、現段階では、処理・処分の割合が全体では7%弱ということになっております。ですから、広域処理ということが必要なのですが、しかし、その一方で、例えば宮城県では石巻、亶理、南の方で大きな仮設焼却場を建設中ございまして、これが完成いたしますと、石巻はたしか6月稼働だったと思っておりますが、かなり焼却が進むということもございます。ただ、現段階では建設中ということもあって、全体としてはこの割合にとどまっているということでございます。

災害廃棄物の処理、リサイクルを本格化させていかなければなりません。ここでは先般、村井知事と細野大臣が防潮林にできるだけがれきを使おうということで合意をいただきまして、こういったところについての再利用ということも積極的に進めるということで進めております。ただ、被災地の処理能力が全体としてはまだ全体量が不足していますの

で、広域処理をお願いしなければならないということでございます。

6 ページ、雇用の確保でございますけれども、被災3県の雇用情勢は依然として厳しい状況でございます、特にデータのまだしっくり出ていないのですが、被災した自治体だけに限りますとかなり厳しい状況だと考えなければならないと思っております。

したがって、まずは先ほどのグループ補助金等々を使つての産業復興と併せまして、産業政策と一体となった雇用創出、ミスマッチの解消による被災3県の被災者の就職支援を推進していくことが大事であると認識しております。

7 ページ、仮設住宅等々の生活が長くなりつつありまして、これからも簡単に高台移転が進まないということもございまして、仮設住宅の生活が長くなるということを考えながらいろんな対策を練っていかなければならない。その中の1つの課題が、孤立防止と心のケアということでございまして、被災者の多くが避難所から仮設住宅等に移行しまして、コミュニティの弱体化や孤立化が問題になっておりまして、このため、見回り活動、心のケア、生きがいつくり等々を行う必要がございますし、特に福島の原子力災害地域につきましては、子どもたちは朝から晩まで放射線計をここにぶら下げておく。2階に寝ると放射線計が高いから下にいなければならないという意味で、日々見えない放射線と戦うという非常に厳しい状況にもございまして、福島県の特に子どもにつきましては手厚いケアが必要だと認識しておりまして、これは文科省等が中心に立って今取組みを始めているところでございます。あと、堀田委員には心のケアでさまざまなアドバイス等をいただいております。

8 ページ目は原発事故でございますけれども、原発事故に関しましては、風評被害等々、産業再生等々、さまざまな課題がございますけれども、ここでは原発事故避難者の帰還支援ということで挙げさせていただきました。今、福島県全体の避難者数は16万人でございまして、今回の全体の避難者数の半分が福島県での避難者ということになります。

そのうち避難指示区域からの避難者数、いわゆる半ば強制的にというか、強制的に避難を命じられた方が11万人の方が避難をされているということです。16万人のうちの6万人が県外に出られるということでございまして、これからこの帰還をどうするか。はっきりこれを言うというのはなかなか心苦しいのですけれども、やはり戻れない地区も出てきます。こういった方々に対する支援をどうするか。こういったことについては、今、関係局長による検討会議を立ち上げまして、さまざまな観点から議論を進めておりまして、私はそのヘッドになってやっておりますが、このことについてもこの委員会でも是非御議論をいただければありがたいと思っております。

9 ページ目、復興特区制度につきましては、構想会議で御提言をいただいた制度でございまして、規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画の申請、認定がかなりの勢いで進んでおります。被災地域では次から次へとまたいろんなことを考えてまいりますので、それはどんどん出していただきたいということで今やっております。

土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、策定に向けた取組

みが進んでおりまして、4月1日を目途に民間企業と被災自治体との連携を促進するための企業連携推進室も経団連さん等との協力も得ながら、設置することが決まっております。

復興特区制度につきましては、ちょっと解説をさせていただきたいと思いますが、皆さん方御承知かと思いますが、公共施設の壊れたものについては基本的には災害復旧制度で対応します。通常の災害は災害復旧で対応するのが基本であります。ところが、今回は津波とか、仙台などではそうなのですけれども、巨大な地すべりが起こっています。こういったところでは従前の災害復旧制度では対応できませんから、いろんな補助制度を集めて、これを集中的に投入して復興するということが必要でございまして、40の事業を束ねた、いわゆる一種の統合補助金をつくりまして、その上で効果促進事業という、大体全体の事業費の3割以内を目標にしますけれども、基本的に基金化もできます。使い道は余り口を出さないというようなことでやろうと思っておりますが、効果促進事業という2段階になっているということでございまして、今、これを3月2日に交付可能枠を通知いたしまして、これから随時計画の状況を見ながら交付を行っていくという作業に入っているということでございます。村井知事からおしかりを受けたのは、コミュニケーション不足ということと、十分な説明不足ということでごっちりおしかりを受けまして、正すべきことは正すということで今やっているということも併せて申し上げさせていただきたいと思っております。

あと11ページ、福島復興再生特別措置法案でございまして、これは復興特区法案の福島特別版でございまして、これは衆議院で修正可決をされまして、全会一致で可決をいただきました。今、参議院で審議を急ぎたいと思っております。

駆け足でございましてけれども、私の方からの説明は以上でございまして。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。大きな内容を短時間に要点をお話しいただいて幸いでありました。平野大臣のような真摯な誠実な方に説明されると、事態はいかに困難であっても万事ちゃんと進んでいるのではないかという印象を受けるのですけれども、やはり事態は誠に甘くないところも多いと思っております。そういう意味で、この後、3県の知事及び全委員に5分ずつお話しいただきまして、実際のいろんな側面を御存じの方々から率直な意見、口車に乗せられて済まない厳しい認識、洞察というものもしっかりと出していただき、その上でまた平野大臣に応答していただき、問題点をできるだけ究明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず3県の知事さんからお願いしたいと思っております。

達増知事、よろしく願いいたします。

○達増委員 それでは、岩手県の「復興実施計画における主な取組の進捗状況」という資料4-1-1に沿って、駆け足で御説明いたします。

1～2ページにかけて、岩手県では県の復興計画において、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生の3つの原則の下で、10の分野、354の事業を掲げております。

「安全」の確保の関係では、6 ページ、災害廃棄物であります。これは仮置き場への撤去についてはおおむね完了、次の段階の処理については、平成 25 年度末の完了を目指しているわけですが、23 年度における処理実績は2月末時点で41万2,000トン、全体の約9%にとどまっているところです。

次に10 ページ、「暮らし」の再建の関係で、災害復興公営住宅を県営、市町村営合わせて4,000～5,000戸の供給を予定しています。平成23年度着手予定750、3団地195については設計業務に着手しておりまして、来年度には1,000戸の整備に着手する予定です。

10 ページ下段、雇用であります。被災によって職を失ったのが岩手県で約1万3,000人、緊急雇用創出事業による短期の雇用創出で1月末現在での新規雇用創出実績は、震災対応分が7,136人、雇用創出として1万人を予定しております。

11 ページ、医療機関。岩手の沿岸市町村、全医療機関240あったうち、約3割の70施設が全壊しました。今、仮設診療所、医科19か所、歯科13か所を整備しておりまして、被災した医療機関等の早期復旧を進めています。

13 ページ、学校施設。県立、市町村立合わせて27校の校舎が使用不能になりました。このうち2校が復旧済みです。復旧が完了していない25校については、仮設校舎か自校校舎以外で当面の学校再開という格好になっています。

15～16 ページ、高台移転について。昨年中に復興計画等が沿岸12市町村において策定されまして、高台移転については今4地区で合意形成がされているところです。

17 ページ、ここから「なりわい」の再生ということで、まず水産業。漁船、養殖施設については、破壊された総数に対する復旧の割合というところではまだ23%、36%という状況です。一方、去年4～12月までの累計水揚げ量は、前年同期比57%、累計水揚げ金額は前年同期比68%ということで回復してきているというところです。

19 ページ、商工関係。まず二重債務の解消に向けて、岩手県産業復興相談センターと岩手産業復興機構によって、今、約30社について、金融機関との調整や再生計画の作成、支援等を行っています。

また、この手の制度融資のほかに、いわゆるグループ補助金、岩手では430社、602億円の申請に対し、約7割の295社、436億円の交付決定を行っています。また、中小企業基盤整備機構において仮設店舗等整備による操業支援を進めていて、こうした支援によって被災企業の約6割が営業を再開しているという状況です。

5 ページに戻っていただきまして、「2 今後の取組等」というのをまとめてあります。ちなみに復興特区については、岩手県保健・医療・福祉復興推進計画、2月9日に認定をいただきました。そして、岩手県産業再生復興推進計画を申請しているところです。今後、まちづくりや再生可能エネルギー等のテーマの特区計画を申請していく方針です。

復興交付金については、岩手県全体で約800億円の国費配分を受けたところですが、3月にも予定されている第2回、またそれ以降の変更計画提出というのを見据え計画中の事業もありますので、今後も適時に計画を策定して申請してまいります。国においては必要

な交付金を速やかに交付するということを期待しています。

生活支援について、岩手県で約4万3,000人の方々が仮設住宅等に仮住まいの状況でありますので、生活支援相談員等の巡回訪問による見守り活動、また被災者相談支援センターによる生活再建支援を進めています。やはり生活支援にはNPO、ボランティアの方々の協力が重要でありまして、継続的な支援をお願いしたいところであります。

災害廃棄物の処理についてですけれども、これは広域処理、他の地方公共団体との協力が不可欠でありますので、これもよろしくお願いいたします。

さまざまな復興事業を進めていくには、専門的な知識、ノウハウを有する多くの人材が今、地元には不足しておりますので、特に被災市町村におけるさらなるマンパワーの確保が重要であるということで、報告を終わります。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。限られた時間ですが、充実した資料をいただいておりますので、更に後で読んでいただいて材料としていただきたらと思います。

それでは、続いて、村井委員、お願いできますか。

○村井委員 皆さん、よろしくお願いいたします。

資料4-2をごらんください。右下にページが振ってあります。2ページ目から説明させていただきます。

地震・被害の状況については、皆さん御承知のとおりであります。このページでお話したいのは赤で書いてあるところをごさしまして、浸水面積、亡くなった人、行方不明者の数、失われた家屋の数は全国の被害の6割が宮城に集中しております。がれきの量は7割が宮城に集中しているということでもあります。福島県のような原発という特殊要因を除きますと、やはり圧倒的に被害は宮城に集中していたということになります。

3ページ目、県と被害があった各市、町で、復興計画はこのように策定済みでございます。計画期間に違いはございますが、長いところで10年ということでございます。減災に関わる事業はこのような形で計画をしております。県と市町村を合わせまして、復旧・復興事業費の総額は、約13兆円ということになってございます。民間の負担分は当然除いております。これについては国の方がしっかりと準備していただけるという約束でございますので、対応しているところでございます。

4ページ目、復興への取組み状況、①～⑥までございます。これは簡単にまとめたものですが、これを5ページ目以降で具体的にお話をさせていただきます。

5ページ目、①の被災者支援についてでございます。この後、緑色で書いてある部分については、右上に書いてございますが、宮城県が主体の事業、青色の文字で書いてあるものは市町村が主体の事業、オレンジ色で書いているものはその他（民間等）主体の事業という色分けでございます。

まず、応急仮設住宅でございますが、国の手厚い支援のお陰で応急仮設住宅はすべて完成しまして、避難所は昨年12月末に解消されております。ここに書いてございます応急仮設住宅というのはプレハブです。民間賃貸借上住宅というのは普通の家のアパートとと

らえてください。これも仮設住宅と同じ扱いにさせていただいております。

その次の○ですけれども、被災者支援。「サポートセンター」を開設いたしまして、いろんなところで高齢者、子育て家庭等の見守り、健康相談など受付を開始しているということでもあります。

1つ問題になっておりますのは、宮城県におられる方は全部捕捉できるのですけれども、県外に出た方、特に住民票を動かさずに県外に出た方の捕捉が非常に難しいということなんです。総務省の全国避難者情報システムというのがございまして、現在、9,100名と把握はしておりますが、住民票を残したまま、お父さんを残してお母さんだけどこかに子どもを連れて行ってしまったというのは全然捕捉ができない。そういうところから情報が欲しいと言われるのですが、どこにおられるのか個人情報ですのでなかなかわからないといったような問題があるということでございます。

6ページ、災害廃棄物の処理でございます。皆さんに大変心配をおかけしておりますが、確かにまだほとんど進んでおりません。しかし、大臣からお話があったように、宮城県は7割のがれきが集中しておりますので、従来のごみ焼却場では燃やせませんから、がれきをまず一次仮置き場という市町村に集めたところから県内の5つのブロックの二次仮置き場というところに集積をいたしまして、その近くにプラントをつくって、そこで処理をすることといたしました。現在のところ22基建設が決定しております。まだ最後に気仙沼ブロックの気仙沼処理区というところが決まっております。これが間もなく決まります。これが恐らく4基か5基ぐらいつくれると思いますので、全部で30基弱のプラントが来月から順次稼働を始めるということでございます。今、決まっている22基については今年9月までに全部完成いたします。それができると相当程度進むと思いますが、それでも100万トンから300万トンぐらいは県外に排出しないと、あと2年以内に処理ができないということになっております。

昨日、細野大臣が来られてその辺の打ち合わせをさせていただきました。細野大臣自ら街頭に立ってビラ配りまでしてくださっております。県も人任せ、国任せではだめだなと随分反省しております。お陰様で県外で受け入れてもいいというところもかなり出てきておりますので、そういったところをお願いしながら早く処理できるように努力してまいりたいと考えております。

7ページ目、大臣がお話しになった、今後は安定した仮設ではなくて終の棲家をつくっていかねばならないということでございます。復興住宅計画と書いてございますが、復興住宅というのは公営住宅です。県営住宅、市営住宅、町営住宅のことでございますが、現在のところ、1万2,000戸ぐらい整備しようと思っておりますが、恐らくこれでは足りないと思います。今後はもっと数が増えてくると思いますが、とりあえずこの数にしているということでございます。

2つ目の○が災害公営住宅の整備状況で、こういう形で順次進んでおります。ただ、宮城県の場合は、地盤沈下しておりますので、元ある場所には家はつくれません。したがっ

て、高台あるいは内陸のところに新たに造成しなければいけませんので、時間がかかってしまうということがございます。これが今後早くしろと恐らくおしりをたたかれることになろうかと思えます。

あと復興まちづくり計画と書いてございますが、これは被災市街地復興土地区画整理事業でやるか、防災集団移転促進事業でやるかということでございます。建築基準法の中にありますやり方で、既存の制度を使って土地を新たに造成するということでございます。いずれにいたしましても、詳しい説明は省略いたしますが、このような手法を取って早く宅地をつくりたいと考えております。

次に8ページ目、復興への取組みの商工業でございますが、1つ目の○、昨年11月に商工会・商工会議所の全事業者を対象に実施した調査では、内陸部は事業再開が96.5%、ほぼ再開している。ところが、残念ながら沿岸部はまだ77%、しかも被害の大きかった石巻、女川辺りは15%、22%というような状況であるということでございます。

2つ目の○ですが、こういったことを早く進めるためにグループ補助金という大変すばらしい制度をつくっていただきました。たくさんの企業が手を挙げておりますが、大臣、恐らくまだまだ要望が来ると思えます。

もう一つの問題は二重ローン対策でございます。二重ローンは一般の家庭の家を失った個人の二重ローンの問題と企業の二重ローンの問題がございます。一般の個人については私有財産ですのでなかなか難しいのですが、これも新たな制度をつくってもらいまして、前の借金、今まで住んでいた家の借金の金利分については応分の負担をしていただけるといって制度をつくったということでございます。

問題は企業です。企業の二重ローン対策につきましては、2つ機構ができました。昨年12月に産業復興機構というものができまして、今回、先般新たに再生支援機構という企業の二重ローンの対策の機構ができました。この機構は2つありましてややこしいので、窓口を1つにして被災者が混乱しないようにしながら支援をしまわろうと思えます。こういう詳しいことは後でもし関心があれば質問していただければと思えます。

最後の○は、特区を活用した民間投資の促進ということで、今回、非常に手厚い特区制度が認められましたので、この特区を活用して企業の投資を促進させていきたいと思っております。外から呼び込むもよし、被災を受けた企業がこれを活用するもよしという非常にいい制度だと思えます。法人税や地方税の減免がある、非常にすばらしい制度でございます。

9ページ目、農林水産業の再建についてでございます。昨年10月に「みやぎの農業・農村復興計画」というものを作成いたしました。2つ目の○に書いてございますが、農地のがれき処理は県全体で94%、ほぼ処理が終わっております。問題は塩害の問題です。津波で浸水した農地がたくさんあって、まだその中で除塩が進んでいないということでございますが、平成25年度までにはほぼ全部の除塩が終わるという予定で進めているところでございます。必要などころから順次やっておりますので、農家からは大きな不満は出て

いないということでございます。

10 ページ目、農林水産業の再建と書いてございます。水産業についても昨年 10 月に「宮城県水産業復興プラン」というものをつくりました。大臣からお話がありましたが、2 つ目の○、142 の漁港のうち、応急修繕が必要な 104 の漁港の仮設工事はほぼ完了しております。被災前に稼働していた約 1 万隻の漁船は修繕、新船建造により約 4 割が復旧しております。今後加速度的に進むのではないかと思います、船が幾らできましても、残念ながら冷凍能力、冷蔵能力という問題がございまして、まだまだ回復が遅れているということです。冷蔵冷凍能力を回復させるためには、土地のかさ上げが必要になりますので、これが非常に大きな問題になってまいります。

一番下の表を見ていただきたいのですが、被害の大きかった魚市場と小さい魚市場で全く結果が違ってきております。これは平成 22 年と 23 年を比較したのですが、被害のほとんどなかった松島の島のお陰で、塩釜、松島は津波の直撃を免れたのです。そこは被害が少なかったもので床上浸水のような状況で済んだものですから、漁獲量は 148%、漁獲金額も 109%、非常に状況がいい。一方、女川、気仙沼、石巻といったようなところは資料のとおり大変きびしい状況であります。かなり地域格差が広がっているということでございます。

次に、11 ページ目、雇用の確保でございます。宮城県は今回の震災で生まれた失業者、休業者が約 11 万人です。そのうちの 6 万人は回復いたしました、まだ 5 万人は雇用が回復しておりません。これもかなり地域格差が出ております。

一番下の表を見ていただきたいと思うのですが、仙台、大和、築館といった内陸部は有効求人倍率が 1 を超えています。この全国不景気の中で 1 を超えています。ところが、気仙沼、石巻、塩釜、こういったところはまだ低いということで、全体としては 0.8 倍程度にとどまっているということでございます。

12 ページ目、最後でございます。今後の課題でございますが、やはり恒久住宅の整備、被災された方々への生活支援がまず最優先だと思っております。このためにも早く宅地をつくらなければならないということです。

2 つ目は、被災企業の事業再開や民間投資促進等による雇用の確保、当然でございます。

3 つ目、福島ほどではございませんが、やはり宮城県もいろんな意味で東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が出ておりますので、これに対する対応をしっかりとやっていかなければいけません。特に大きなものは、汚染された稲わら、汚泥といったものがたくさんございますので、こういったようなものをどこにどう処理していけばいいのかということやだれの責任でやるのかということやきっちりやっていかないと、必ず大変な混乱状況になるだろうと思います。

4 つ目は、達増さんと同じようにマンパワーが不足しております。圧倒的に行政のマンパワーも不足しておりますし、工事関係者のマンパワーも不足しているというところが最大の大きな問題でございます。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。大変シャープにポイントをついて話していただいて、ありがとうございました。

それでは、福島の佐藤知事、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 福島県でございます。

福島県は、地震・津波、原発事故、風評、夏の豪雨災害があつて、中通り地方に台風がありまして、まさに災害の1年であつたと思つております。今日もまだ私どもは災害対策本部の会議を開いておりまして、今日で約260回目になりました。この中でもほとんどが原発事故の対策であります。原発事故対策の非常に厳しいところは、なかなかこれといった決め手がないということ。対応するのが精いっぱいであるという1年間でもありました。

資料をお配りいたしておりますので、資料に従つて説明をさせていただきます。

まず福島県の被害状況であります。これはほとんどが原発被害ということで、県全域、全産業に及んでおるといふことが現状であります。そうしたことから課題も非常に多く、まず除染をしなければいけない、風評被害をどうするか、あと健康の問題、賠償の問題、更には避難している方をいかに早く福島県に戻ってもらうか、さまざまな課題がたくさんありまして、まさに1年間そのことに明け暮れたと言つてもいいと思つます。

3ページ目、これは今、政府の方で帰還に向けた避難区域の見直しを検討しております。その中で、その図にありますように、赤と黄色と緑の帰還困難区域、居住制限区域、指示の解除準備区域、この3種類になるわけですけれども、1つの町がこの3種類に分断される可能性がある、場合によっては集落も分断される。そうなると、まさにコミュニティがなくなってしまう。これについては何度も申し上げておりますけれども、本当に政府側の皆様も十分、丁寧に地元の声聞いていただいて、コミュニティがなくならないような、区分をしていただきたいと思いますと思つております。それと同時に、帰還については、生活インフラ、損害賠償、前提として除染があります。しっかりやっていただきたいと思います。

4ページ、先ほども大臣から話がありましたが、避難状況でありまして、原発事故によって16万人を超える県民が県内外に避難しておりまして、その中でも子どもたちが1万2～3千人が県外に避難しています。若者が県の将来をつくっていかねばいけない中で県の存亡といったら過言かもしれませんが、それぐらいの大変な状況であるということをお皆さんに御認識いただきたいと思います。

次に5ページ、6ページに福島県の復興計画を書かせていただいております。

基本理念と3つの柱。1つめの柱としては、「安心して住み、暮らす」ということがまず大事である。これには前提としては除染、産業の創造というのがあります。

2つめは「ふるさとで働く」。これは農林水産業も本当に壊滅的な状況でありますので、ここからまた産業の新たなスタート。

3つめは「まちをつくり、人とつながる」。東北全体もそうだと思いますけれども、本当に人と人との共助心というか、大事なそれぞれの地域社会を持っておりますので、これを

大事にして町をつくっていくということで、これを中心に 12 の重点プロジェクトを組ませていただいております。

次に市町村の復興計画策定状況として、福島県全体地図が載っておりますけれども、会津地方は比較的被害は少ないということで計画は策定しておりません。28 市町村は復興計画が策定済み、又は策定予定ということで、ピンクと黄色になっておりますが、特に直接の被災地はなかなか策定をするまでに至らず、予定ということで県もしっかりと連携、また国とも連携していきたいと思っております。

7 ページからは国の復興の基本方針に沿って進捗状況を記載しております。まずは原発事故の収束でありますけれども、ステップ 2 の終了が 12 月 16 日に宣言されましたが、残念ながらまだ事象は何件か続いておりまして、福島県民は非常に不安な状況に置かれているということを皆さんにも御記憶願いたいと思っております。

2 番目の協議の場、これは復興構想会議のときをお願いしておりましたが、原発事故は他県と違う様相があるので、直接国と協議する場をつくっていただきたい。これまで 4 回開催していただき、地元の町村長、また各団体の皆さんと大臣等との話し合いの中で共通的なものが相当浮かんできていると思っております。

福島復興再生特措法でありますけれども、もっと早ければもっとよかったですけれども、めどがつきそうな状況の中で一日も早く成案にさせていただきたいと思っております。

損害賠償は帰還する人についても、福島県から避難している方にとっても、生活の再建や事業の再開をするために極めて大事なことでありまして、私どもはしっかりとそれぞれの状況に合った賠償を求めていく姿勢であります。

次に 8 ページの除染等。これは何回も繰り返しますけれども、まずは除染である。本県復興にとってはまず除染が第一義的である。今、国が除染のモデル事業などを進めておりますけれども、そういう中でも仮置き、中間貯蔵、これらが本当に大変な問題でございまして、これも県、市町村、国、しっかりと対応していかなければいけないと思っておりますけれども、原発事故は一義的には国でございまして、これについての収束、しっかりお願いしたいと思っております。

県民の健康でありますけれども、この健康管理は昨年 8 月から進めておりまして、約 30 年間にわたって県民の健康管理をしていこうと。そういう中で、子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み育てやすい環境をつくらなければいけないということで、18 歳以下の医療費無料化、国に求めてきたわけでありますけれども、なかなか厳しい状況で、県の単独事業でまずは行いたいと思っておりますけれども、福島復興再生特措法の中で健康管理基金に対する国の財政措置が盛り込まれましたので、非常に期待しているところであります。

9 ページの 5、6、拠点の整備です。これは本当に福島県の再生に大前提となることでありまして、1 つは医療産業の拠点の整備、再生可能エネルギーの拠点の整備、また政府関係機関の設置、これは 1 つの安心につながることであるかなということで、産業の拠点

整備と同時に政府系機関の設置というのは切に実現していただきたいと思っております。

次に 10 ページ、8、財政支援についてであります。復興交付金、原子力災害等復興基金をそれぞれつくっていただきましたけれども、なかなか課題があります。現地の状況を踏まえてそれぞれ使い勝手のいいものにということを何回かお願いしてあるのですけれども、どうしても縛られるというか、そのような状況がそれぞれ見受けられるところがあります。これについてもひとつ使い勝手のよい交付金・基金、これは3県とも同じことであるろうと思しますので、是非お願いしたいと思えます。

ふくしま宣言というものをして、このバッチ、先般と変わっております、「ふくしまからはじめよう」というバッチを新しくつくりました。皆さんには本県の実情をよく御理解いただいて、是非今後とも一層の御支援をお願いしたいと思えます。

以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。福島の大変な事態がある中で何とか我々も全国の支援、国の支援とつなぐ役割を果たせればと思えますが、知事始め県の方々、あきらめずに頑張ってくださいと思います。

3県の知事から概要について御報告いただきましたので、各委員の方からやはり5分程度で、あと55分ほどで、委員は今のお三方を別にして10名おられるので、ちょうど50分で終わりに近づいてしまいます。平野大臣とのやりとりもしたいと思えますので、何とぞ5分以内ということをお願いしていただければ幸いです。

それでは、まず飯尾委員、よろしくをお願いします。

○飯尾委員 飯尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は五百旗頭委員長の下で、震災復興構想会議の検討部会長として提言の原案づくりのお手伝いをいたしました。そういう立場で継続性の観点から選ばれたものと思っておりますので、この場合は地元の方がお話になることの方が中心でございますから、簡単に済ませさせていただきます。

復興の課題について紙は出しておりますけれども、これは随分前に出したものでございまして、恐らく復興庁では対策についてお考えだろうと思えますので、あえてこれを読むようなことはいたしません。その代わりに、この会議への期待を一言だけ述べさせていただいて、時間の節約をしたいわけでございます。

と申しますのは、復興構想会議で提言しました内容は、ほとんど政府の案として採用いただきました。これは大変ありがたいことだと思っております。ただ、提言をつくっているときから感じていることでございますけれども、現場は極めて広いし、やってみるといろんなことがわかってくるはずでございます。ですので、政府の案が絶対ということはありません。あり得るはずもありませんので、現場に出てみて不具合があれば、やはりそれは手直しということが必要ではないかと思えますし、あるいは当時は気がつかなかったけれども、その後、重大な問題だということについては、政府でお考えいただくということも必要ではないかと思えます。勿論、ここには知事が既に御出席でございまして、日ごろから大臣は

地元に入っておられますから、よく要望は出しておられると思います。

ただ、そこで気になりますのは、やはり地元の要望というのは非常に切実なものがあるのに、何とかしてくれとはおっしゃるけれども、それが例えば国全体の制度とぶつかったときにどうしようというのは、なかなか地元と国が対峙をしているだけでは解決しないということがございます。そういうことをこういう場に少し出していただいてじっくり議論する。すべてその要求を出されたからといって国としてもできることとできないことがあるというのは当然だろうと思いますけれども、そういう制度であるとか、何とかという問題については、大臣と知事が向かい合うだけでは解決しないということも多いのではないかと思いますので、ここではそういうことについてともに知恵を出し合う、先ほど大臣から意思疎通の不足ということがありましたけれども、こういう場所でも別の形、平場で議論することによって、ああそうかということがお互いにかかるということがあるような会議と言うのが大変必要ではないかと思うのです。

勿論、委員の多くは地元から来ておられますので、地元の現状はよく御存じでありますから、これをすべきだ、あれをすべきだという議論が出るのは当然でございますが、それに終わらずに、どういうふうにものを考えたらいいのかということは議論ができれば大変地元も現場で苦しんでおられる方にとっても意味のある結果を出せるのではないかと考えました。そういう点で私の立場から言うのはいかがかと思いましたが、議論の時に政府側の方も承りましたとおっしゃるだけではなくて、こういう事情で困っているのだとか、これはなかなか難しいのだということを政府側の方もおっしゃっていただくということが建設的な議論のためには必要ではないかと思えます。ともすれば、現地の方は非常に苦しんでおられますから、現地に大臣が行けば何とかいたしますとおっしゃるのは当然でありますけれども、それだけでは済まないこともこの場でございますので、そういう議論のやりとりをするという場になることがよろしいのではないかと考えまして、一言申し上げました。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。大変大事なことを指摘していただき、かつ、時間をセーブしていただき、ありがとうございます。

それでは、牛尾委員、よろしくをお願いします。

○牛尾委員 私は宮城県から来ているのですが、まず復興に当たっての基本的なスタンス、どういう視点で復興のあるべき姿を考えているかという点で4点挙げました。

②については復興構想7原則の3と5にのっとっておりますし、④につきましては「復興への提言」前文並びに第4章「開かれた復興」と同じ考え方ですので、説明は割愛させていただきます。

やはり①の「点」ではなく、「線」や「面」での復興ということで、これがまさに我々が望んだ復興庁の働きであると思っております。復興庁ではよくワンストップということをおっしゃっていますけれども、これがただ単に窓口の一本化というだけのワンストップで

あるならば意味がない。復興の形自体がもっと、単独の地域あるいは単独の事業の問題ではなくて、それが有機的につながった復興の形になるようにした方がいいと思っております。

③で被災3県だけでなく、日本海側の県との連携を取り込んだ復興ということを挙げておりますが、これは単に防災とか広域インフラのリダンダンシーの問題だけではなくて、やはり経済社会あるいは文化の諸分野においても、連携を取り込んだ復興の形を考えていった方がいいということです。それはなぜかといいますと、東北自体が抱えている数多くの問題を解決することができますし、東北全体の底上げにつながるということです。ですから、被災地は大変ではありますが、うまく日本海側の県との連携を取り込んだ復興を考えていければと思っております。

その後で現時点で課題と思われることを6点挙げております。これも実は最初にしたのは2月の時点ですので、若干古い部分があります。大変宮城復興局が努力されておまして、かなり事態がよくなってきております。その中で今回重点的にこの場で言わせていただきたいのが、まずがれき処理の関係で、がれき処理の問題というのは大きく3つのポイントがあります。1つは物理的な処理をどうするかという問題。2番目は、今回の政府なり地方自治体なり、私たちががれき処理の対応の仕方は今後の震災の前例となる可能性が非常に高い。つまり、この対応を間違えると、大震災のときはこうしたのだから今回はという議論が起きがちだろうと。ですから、今回のがれき処理というのはきちんとした処理をすべきだと思います。

他方、がれき処理のポジティブな側面なのですけれども、広域的な処理の仕組みがうまくいきますと風評被害への今後の有効な対策になります。つまり、日本の各地域がそのがれきを引き受けるということは日本が安心して安全だということを世界にアピールすることになるわけで、各地域が引き受けないところにどうして外国人観光客が来るだろうかという問題があります。

この中で特に今、政府が一番弱いのではないかと思うのが、やはり国民全体に対して直接的にがれきの広域処理の必要性を語りかけるということをもっとやっていただくことはできないか。新聞あるいはテレビで実際に政府は国民に語りかけるような行動を起こしていただけないかと思っております。

復興構想7原則の原則7で、「国民全体の連帯と分かち合いによる復興の推進」ということを述べられております。まさにこの具現化ががれきの広域の処理の1つの踏み石になると思っております。

細野大臣と川口順子参議院議員が、3月11日に環境省のがれき広域処理イベントを有楽町でなさっていますけれども、このがれき処理の問題に関しては、与党・野党関係なく国民的な取組みとして是非していただかないと、私ども被災地にとっては復興への一丁目一番地ですので、なかなか復興に踏み出すことができないと思っております。

あと風評被害関係について述べさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり正確な

放射線数値の発表と政府による安全性の保証を更に進めていく必要があります。特に東北が重要な産業としている観光と食の分野でこれが緊急の課題になっております。2011年日本食品輸出は対中国、香港、韓国において前年比の7割、8割減です。また、日本食品の他国産への代替の動きも出ております。あるいは東北への外国人観光客も非常に減少しております。1月では東京などは中国人観光客が既に戻ってきておりますけれども、東北は全く回復が見込めない状況になっております。ですから、是非政府が情報発信を諸外国に対して行っていただきたいと思っております。

現在、外務省作成のテレビCMがCNNを中心として全世界に放映されております。私もそれを拝見させていただきまして、大変きれいなイメージ向上にいいCMだとは思いました。ただし、あえて言わせていただきますと、それが実際に外国人観光客が日本に来たいかなと思うほどのCMかなと。あのCMを見たら日本はいい国だな、きれいだなとは思いますが、更にそれを観光とか日本の食品の購買に結び付けるような強いアピールは残念ながらありませんでした。ですから、そこに霞が関や永田町と被災地との温度差があるかなと思っております。私たちは真剣に東北の、特に被災県は外国人観光客の方に私たちの地域を訪れていただきたいですし、食品を買っていただきたいのです。ですから、もっと訴求力のあるアピールを海外に対して行っていただければと思っております。

初回なのでかなりきつめのコメントをしましたが、私たち、日々被災地のただ中にいるわけですから、是非この意図をくんでいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。率直に要点を指摘していただいてありがとうございます。

それでは、各委員から5分ずつ、50音順に御発言いただきたいと思っております。まず大井委員、よろしくお願いします。

○大井委員 被災地岩手から、たくましい復興へつなぐ要望・提言を含めて、復興の課題について申し上げます。

東日本大震災により水産業界は壊滅的な被害を受けましたが、国・県・市町村等からの御支援を受け、水産関係者が官民一体となり、復旧・復興に向け歩み始めております。

沿岸地域は、漁業、水産物流通・加工業や、水産関連施設の多くが立地しており、漁船が係留されている漁港と漁業者が生活する漁村もまた一体で成り立っており、このうち1つでも復旧が遅れますと水産業界の衰退と、沿岸地域社会の崩壊につながってしまうのです。

しかしながら、未曾有の大災害、漁村、漁業・水産加工業等の再建は、造船・建設関連業界の技術者・従業員不足、建設資材の不足などにより時間を要しており、本格復旧が成し遂げられるまで御支援を継続していただきたいというのが被災地の声でございます。具体的に7項目を申し上げます。

1つ目は、漁港についてでございます。沿岸地域社会にあっては「なりわい」としての漁業が成り立たなければ、住む人がいなくなり、地域社会が崩壊します。そして、その漁

業を行うためには船が必要であり、船を時化から守る漁港が重要であります。このことから、今般の津波により甚大な被害を受けた漁港は、すべてを早急に復旧することが必要不可欠であります。

2つ目は、漁船・漁具・(定置網等)の再建復興についてでございます。大震災による集中需要に限られた期間に造船・漁具資材等のメーカー、艀装代理店等が応じられない実態にあり、復興にめどがつく年度、おおむね平成 26 年度まででございますが、複数年を支援対象期間とすべきと考えます。

3つ目は、種苗・増殖養殖施設の再建・復興についてであります。秋サケ、アワビ、ウニ、ワカメなどの「つくり育てる漁業」の再建が復興への大きな一歩となることから、生産の基本となる漁場の回復、種苗生産施設、サケふ化場及び共同養殖施設の再建は、被災地漁業関係者の再起への旗印でございますので、本格復旧が成し遂げられるまで支援を継続すべきだと考えます。

4つ目は漁業、流通・加工業の一体的な復旧についてでございます。生産面の再建はもとより、魚市場、冷凍・製氷工場、そして流通業者、更には加工業者など、どれか1つの機能の回復だけでは地域産業のサイクルは成り立たず、これらの一体的な早期復旧が求められることから、個々の流通業者及び加工業者等の支援も課題であります。

5つ目、漁協への後方支援についてでございます。漁協は資源管理組織であり、組合員への経済的サービスを提供する組織として、地域の水産業・漁村の核となり、組合員の実業と生活を支えており、かつ、地域の安全、環境保全などの地域活動を当然のごとく営んでまいりました。

これら漁協の運営のための支援と併せて、漁村復興の希望拠点としての漁協事務所棟の共同利用施設再建への大きな支援が必要であると考えます。

6つ目、漁村集落の再建についてであります。大津波で被災地漁村集落(住環境等)の再建が「なりわい」としての漁業再生と並行して取り進めなければなりません。被災住民は、土地・住宅等に関連し、被災土地の評価額や既往借入の住宅ローンの取り扱いと支援策などについて多くの不安と課題を抱えております。

7つ目、原発事故への対応についてであります。国、東京電力に対しては、原発事故の早期収束と恒久的に汚染水を海に放出しないよう、万全を期すことを強く求めたいと思っております。

以上、被災地の水産業を取り巻く課題を申し上げましたが、国・県・市町村と水産関係者が一丸となってこれらの課題を克服し、復興を成し遂げたいとの強い決意を申し上げ、私の発言といたします。どうもありがとうございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。漁業関係者として、また漁協の会長として網羅的に問題点を御説明いただきました。

それでは、岡本委員、お願いします。

○岡本委員 ありがとうございます。先ほど3県の知事さん方のお話を伺って、大変に感

銘を受けました。敬意を表します。私どもがやりましたのは、東北の3県の漁港に緊急に必要な資機材を配ったという、言わば小さな親切運動でございまして、そういう知事さん方と私が同列でここで話すること自体おかしいのでございますが、若干の気づきの点を申し上げます。

これまでに何度か昔の役人仲間の復旧の専門家たちと東北へ参りました。そうした専門家の意見も聞きながら思うことは、やはりスピード感がもう少しあっていいのではないかということでもあります。

がれきが1か所に集められて、よけいに被災地はがらんどう感が強くなってきている。きれいになったがそこに建造物はまだ建っていない。復興の槌音というものが聞こえない。1にスピード、2にスピード、3、4がなくて5に復興と、極端ですけれども、私はそのくらいのことだと思います。

漁には漁期というものがある。1年、2年と復旧しなければ他県の漁船はみんな銚子、根室、釧路へ行ってしまって、もう東北へは戻ってこない。とにかくスピードが必要だと思います。大変立派な復興計画があることは存じておりますけれども、人々がいなくなってしまった後に復興計画を持ってきても仕方がない話であります。私はやはり元に戻したいという人がいるのであれば一部は復旧でいいではないかと思えます。復旧をとりあえず図ってそこで職も確保して、それで復興計画へつなげていく。立派な復興計画だけでは動かない。よく聞きますのは、神戸の長田の例であります。長田が雑然とした地域であった。そこが見事に震災後の都市計画によってよみがえったので、復旧はいかん、復興だという話です。しかし、私が知る限り東北は長田ではありません。あのままきれいなところを返せば、被災者にとっては夢のような場所だってあるわけですから、あまりにも「復旧はいけない」ということから我々は離れるべきではないかと思うのです。

もう一つ、圧倒的にマンパワーが足りないと思います。復興庁ができましたけれども、わずか250名。アメリカのFEMAは7,000名。そこは比べるべくもありませんけれども、しかし、諸外国のように軍隊と警察、治安部隊の間のパラ・ミリタリーと言われる組織もない日本では、どこからマンパワーを持ってくるのか。有償ボランティアあるいは国際援助活動に従事した海外青年協力隊員とか、組織的に採用する必要があると思います。

3番目は、福島のことです。福島は自然災害も受けましたけれども、基本的には人災、国の原子力政策の犠牲になったところでもあります。津波で流された方々は勿論気の毒ではあります。しかし、福島の場合には生活がそのまま残っているわけです。もうすぐおうちに帰ろうねと子どもたちに言わなければいけない。そうしているうちにその人たちの人生が終わってしまう。

先ほど平野大臣が、非常に言いにくいことだけれども、帰れない地域も出てくるとおっしゃったのは大変に勇気のある発言だと思います。それならば、全国民が福島県民に補償するぐらいの立場に置かれていると思いますので、政府はもう少し国民に言うべきだと思います。先ほど牛尾委員がおっしゃった広域処理について、政府が国民に訴えるべきだ

というのもそのとおりです。

要するに結論でございますけれども、スピード感を出す、そのための新しい切り口というのはあると思うのです。例えば私も土木は素人ですからわかりませんが、地盤沈下したところの土盛りをしなければいけない。県単独事業としてでは大変だと思うのです。県が一度国に委託して、国の直轄事業として実施することはできないのかとかいったことです。神戸のときの話をもたいたしますが、神戸港には114本の主要な埠頭がありまして、それを全部2年で復旧してしまった。とにかくスピードが大事だということで、緊急復旧と暫定復旧と本格復旧と3つに分けて、いろんな工法を持ち込んだ。コンクリートのケーソンを沈めたもの、岩石でつくったもの、鉄骨でつくったもの、鉄パイプをそのまま埋め込んでつくったもの、そういうことによって1か所に資機材が集中しないように技術者が集中しないようにして、とにかくスピードのためにそれをやった。というふうに、スピードをまず最大の重要な指針として全体をもう一回考え直すということが必要だと思います。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。スピード感を取り戻す方法について、この会議でいい提案ができるということを大いに期待したいと思います。いい御指摘、ありがとうございます。

それでは、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 阪神・淡路大震災のあと、兵庫県の生活復興局長、のち復興本部総括部長として復興の仕事に携わってまいりました。このたびの大震災とは被災の状況も都市部を多く抱えていたことなども大きく違いますけれども、その折に直面いたしました生活復興の課題について申し上げたいと思います。

右下がページになっておりますので、2ページをごらんください。1つ目がオーダーメイドの個別相談です。1年目から2年目というのは、阪神・淡路のときにも、被災者も職員もこのころから眠れない、考えがまとまらない、気持ちが落ち込む、イライラしてぶつかり合う、被災者と行政職員が激しく応酬し合う場面などもたくさんありました。心が疲れてくる中で、最も苦しかったときがこの時期でした。

戸別訪問して生活復興についてのケアマネージャーの役割を果たす生活復興相談員たちも、バーンアウトしていく例が少なからず出てまいりました。支援メニューの組み合わせを助言して相談に乗る総合的な相談員とともに、住まい、仕事、健康についての専門相談員たちがいっしょに、個人で相談を引き受けずにチームで引き受けていくという対応、継続的なケーススタディなどを頻繁にやっていくということが必要になりました。LSA や15か所のこころのケアセンターとともに、県の看護協会と連携しました出前健康相談「まちの保健室」、こうしたことが非常に大きな役割を果たしていきました。

2つ目（3ページ）は情報です。被災者の一人ひとりに、ばらばらでなくどうパッケージで情報を届けるか。やはり情報は人がつなぐということを感じました。ネットに

載せているだけではなかなか伝わりません。

先ほどの相談員さんたちと別に、県民から公募した推進員さんたち、兵庫県は復興計画を「ひょうごフェニックスプラン」、不死鳥と名付けましたので、フェニックス推進員さんたちの募集をかけまして、地域ごとに情報誌の発行やイベントの開催などをしてもらいながら、ダイヤモンドサイドでの情報の伝達をお願いしました。行政用語というのはなかなか伝わらないのです。県外避難者の方々への『ひょうご便り』というのは、被災後5年で半分に、10年で1割に、17年経った今も2%の169世帯に送り続けています。

3つ目（4ページ）に、いつか来る復興のために今を我慢してもらおうということではなくて、やはり被災者の今を支えるために、「今することがある」ということが非常に大切だと思います。雇用につきましては、4年後には復興需要が一巡して有効求人倍率は県政史上最低の0.3まで落ち込みました。ワークシェアリングについての政労使の合意に基づく取り組みや、被災者の雇用奨励金・雇用維持奨励金などにも取り組みましたけれども、非常に厳しい状況が4年経って改めて出てきたということです。

制度融資や信用保証等による資金供給、新産業の創造や観光振興など、また商店街や小売市場などについてもさまざまな取り組みをいたしましたけれども、やはり非常に厳しい状況が続いたということです。

仕事がない、することがないという状況というのは、非常に気持ちを萎えさせますし追い詰めていきますので、何とか今することというのをつくるために、コミュニティビジネスや、あるいは仮設住宅の外に出てきていただく事業。どんどん閉じこもっていかれますので、そのためにとりわけ高齢者の方たちに対しては、受講手当てを支給しての小物づくりなどのいきいき仕事塾、あるいは有償での子どもたちへの昔遊びの伝承、こうしたことにも取り組んでまいりました。

4つ目は（5ページ）は、肩書や民間・行政に関係なく、人と人との信頼に裏打ちされた人間関係をつくっていくということの必要です。仮設住宅や災害復興公営住宅などに集会施設をつくりました。お茶の会や絵手紙教室、健康体操教室などの運営を、最初は外部のボランティアさんも入ってもらえますので回るのですが、放っておくとだんだん部屋が鍵をかけられたまま使われなくなってしまう。それを継続していくために、運営費の補助などの工夫や、あるいは住民と外部ボランティア・NPO双方からなる運営、情報共有のしかけなどをいたしましたけれども、併せて県内の56団体からなります生活復興県民ネットというのを立ち上げました。避難所から仮設住宅、仮設から災害復興公営住宅と、被災者の方々は一引越しも続きますので、引越し手伝い運動ですとか、復興住宅周辺のマップづくりですとか、いろいろな運動を展開していただきました。

5つ目（6ページ）に、ピンポイントの現場の状況を、全体の動きの中で被災者・支援者・行政がリアルタイムで情報共有し、改善すべき点は、仮設住宅の下に梅雨の時期に水がたまる、虫が入る、畳が湿気で浮くといったような問題から制度スキームの改善に至るまで、直ちに対応していく仕組みが必要です。最初につくった制度はどんどん改善してい

くということがないと続いていきません。そのことのために各領域の専門家と県の課長チームによる「被災者復興支援会議」、現場に出て行ってその場で行政・被災者双方に働きかけて解決を図っていくといった仕組みをつくりました。あるいは時間が経つにつれて制度の谷間に落ちる例というのが出てきます。その救済を図っていくために、何でもかんでも柔軟にやるというわけにはいきませんが、しかし、救済していかなければならないということで、そのために個別被災者ごとに支援の在り方を検討する第三者機関として、「県・市町生活支援委員会」というのを副知事をトップにして民・官一緒に立ち上げるといったこともいたしました。

6番目は、被災者も支援者も県外に避難された方々も、そこに行けば復興の全体の動きがわかるという拠点が無いという声を随分いただきまして、1年半後にそのための鉄骨プレハブの建物、「阪神・淡路大震災復興支援館（フェニックスプラザ）」を三ノ宮の駅前、東京で言えば新宿駅の真ん前になりますが、そこに建てました。5年半ほど、そこを相談や情報、団体やNPOの活動拠点などにいたしました。

1ページに掲載している写真がそうですが、このフェニックスプラザは、被災者のリーダーあるいは支援者、行政職員がそこに集って、夜まで議論しながらフェイスツーフェイスの関係をつくっていくという意味でも非常に大きな役割を果たしました。

7ページ、被災地のために兵庫県も、また関西広域連合も、まちづくりアドバイザーの派遣や商店街復興組合のリーダー派遣等々も含めて、さまざまな支援活動をこれからも必ず継続してまいります。5) 福島から兵庫県に避難してこられたお母さんたちが支援の会で知り合って、「私たちは支援を受けるだけでなく、自立して生きていきたい」と、赤べこにちなんだ「べこっこママ」というグループをつくって、写真を掲載させていただいておりますが、ラズベリーの赤いロールケーキを開発・販売して、いつか福島に帰る日までと兵庫で頑張っておられますので、最後に御紹介をさせていただきたいと思います。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。阪神・淡路については地域集中ということもあるのですが、非常に濃密な対応をしてこられた。これは生かせるところを是非東日本でも生かしていただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、重川委員、よろしくお願ひします。

○重川委員 これまで防災あるいは災害対応の現場でずっと学ばせていただいた立場から、何点か申し上げさせていただきたいと思います。

まず1つ目の復興庁の役割につきましては、まさにワンストップ、縦割り先例主義を乗り越える。被災地のことを必ずいつも心に寄せる。非常に重要です。なぜこういうことが書かれるかという、今までたびたび起きてきた被災地でこれが非常に大きな問題になってきた、これが問題として起きてきたという認識があるからで、今回こそこれを乗り換えるようなチャレンジをする。できるかどうかというのが復興庁なり日本の国がまさに求められていると考えています。

2つ目の復興への段取りを俯瞰的な立場から調整していかなければいけない。既に御意

見たくさんありました、現場で人が足りない、物が足りない、勿論資金も足りない中で、まだ1年です。これから5年、10年と被災地の中でいろいろな場所でいろんなスピードでいろんな事業が進んでいきます。そのときにお金だけではなくて資機材とか物とか、資材も含めて、全体をコントロール、調整していく機能を私は復興庁で果たすべきなのではないか。そのために極めて広範囲にわたり被災地において、どこでどんな状況が進みつつあるのかというのを本当に地面にくっ付いて情報を取って来なければ、東京に座っていて全体を見ようというのはなかなか難しいと思っている。

3番目の暮らしの再建支援、これはまさに今、清原委員がおっしゃったとおりです。過去においても関東大震災では帝都復興院、戦後には戦災復興院という復興庁と同じような国の仕組みができました。しかし、いずれも土木建築、都市計画という技術屋さんを中心の、言わば入れ物をつくり上げていくという復興思想でしたが、阪神で初めて今、清原委員がおっしゃったような暮らしの再建、生活再建はどうしたらいいのかという問題に直面したときに、何も学ぶべきテキストは残されておりませんでしたし、記録もなかった中で手探りの中で、兵庫、神戸の方々がされてきたようなノウハウが今我々の手元に残されている。

復興支援する仕組みというのは実はもう既に多種多様な者が用意されていますし、阪神大震災のノウハウも残っています。そういうものを今後被災地の復興のフェーズが進んでいくにつれて、今は道路とか住宅、住まいというものが中心なのですけれども、使われるメニューも中心なのですが、なりわいとか心と体、そういったものにシフトしていく。そのときに実は官主導、技術主導ではなくて、多様なNGOやNPOを含めて官民の中で用意されている支援策を適宜提供していかなければいけない。

ただ、現段階ではそのたくさんメニューに精通している方というのは存在いたしません。復興庁が窓口になるにしても、そういうものをタイミングよく紹介していく、相談に乗ることができる、幅広い知識を持った1人の人間がやるというのは非常に難しいと思います。組織でやれる、あるいはNPO、NGOと手をつないでやれる、あるいはそういう方たちの情報を支援するようなデータベースなどをつくっていく、そういったものの育成、配置が求められると思います。

4つ目ですが、ワンストップ、非常に重要ですが、これは実は難しいと思っています。やはり被災者の方たちが手を挙げて考える、やりたいとおっしゃったことを支援する、これが一番復興に対しては大きな力を持っています。役所が制度を用意してお使いくださいではなく、被災地自身、被災者自身がこういうことをやりたいのだと言われたときに、どれだけタイミングよく適切な情報を紹介してあげるのか。

実は大学のある富士地域にも、浪江を始め福島からたくさん被災者がいらっしやいます。その中で例えば塾をやっていたと。帰りたいけれども、帰れない、では富士で何とか塾を再開したいといったときに、資金調達ができないのです。やはり福島県で事業を再開しないとなかなか使えるメニューが少ない。我々も周りにいて本当にやきもきするだけし

かできなかったのです。そういうこともあります。

復興庁で実際仕事をされている方たちも、実はいろんな省庁の出向をされている。だから、出向元の事業はよくわかるのだけれども、実際の被災されている事業所とかコミュニティとか、さまざまな今までやったことのないような専門性以外の能力もあるいは知識も求められることが予想されていきます。

では、その方たちに対して、例えば研修とか、人材育成の職員に対するプログラムが用意されているかという、まだまだ十分ではないといったようなこともありますし、今回、現場を見せていただいて非常に強く感じたのは、やはり被災地のニーズをくみ取るのであれば、支所であるとか、出先機関の力をもっと強く、具体的には人数を多くする。現地で復興支援に携わる多様なステークホルダーの方たちがもっと共同できるような復興庁だけではない人たを巻き込んでいかなければ、最初にあるような国民を巻き込んでいつまでも被災地を忘れないで仕事を進めていくということにはできない、だれも知らないところで復興庁と自治体だけがやりとりをするということに終わってしまっているのではだめだと思っています。

最後なのですが、復興庁という新しくできた国が支援をしていくという組織をつくり、国が直接全面的に復興を推進する試みというのは復興院がありましたけれども、戦後初めてです。具体的な業務を日々改善していくということというのが、各時期、各所で得たノウハウを蓄積して共有化していく仕組みが非常に重要だと思っています。

つまり、一度組織をつくっただけではなくて、本当に生き物のように見直していかなければいけない、改善していかなければいけない。そのためには具体的な業務のプロセス、現場のプロ、人々が行っている苦労や知恵や工夫、そういったものを残していかなければいけない。残念ながら帝都復興院、戦災復興院の報告書には一言もそれが出ていませんでした。皆さんも復興庁の方もそうなのですが、本当に手さぐりで今苦勞されている。

御厨先生がおやりになっているオーラルヒストリー研究、五百旗頭先生も阪神のときにおやりになったのですけれども、そういったものをきちんと記録をしていく、そしてそれが復興庁そのものの、あるいは今の復興を見直していくことも重要です。次に同じようなことが起きたときに国の役割、被災地との連携の役割、形式的に残されていない、まさに現場の暗黙知をみんなが手に取って見られるような記録を残すことが重要だと思っています。

以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

それでは、星委員、よろしく申し上げます。

○星委員 私は福島郡山で生まれて、郡山で育ちました。福島県が大好きでございます。

今回の自然災害と人災事故による原発の問題、福島県の地図が出てきますと、その線量が高いところ、真っ赤に塗られています。それを見るたびに背中をぐぐっとえぐりとられたような、非常に生々しく、自分の体が傷つけられたような非常に痛い思いをしております。

す。

そう言いますと、今、佐藤県知事さんも説明されたとおりなのですが、福島県、実を言うといまだに県民が流出しておりまして、それが止まっておりません。実際にはこれが3月のやっとな春休み、4月からの新学期に合わせて、また県外に避難をされるという方がいらっしゃいます。実を言うと私の施設の職員の中にも家族そろって県外に出ると言って泣きながら辞表を出して去る者がおります。

結局、福島県の復興というのはまずいろんなことがあると思いますけれども、県民の流出を抑えて福島県民が少しずつ戻ってきて増えるということに是非なあってほしいと強く思うところでございます。

一番初めに2月のときに書きましたときには私はどうして呼ばれたかというよりも、福島県民としての思いが強かったものですから、そんなふうなことを書きました。実を言うと、社会福祉ということで任命されたと思いますのでもう一度書き直したわけですが、これは問題点を非常に簡潔にわかりやすく多岐にわたって説明していただいたとおりだと本当に思います。ですから、私の書いたものは全くその羅列でしかございません。

ただ、福祉の現場から言いますと、福祉というのは人と一緒に生きておりますので、人が生活できなければ福祉が成り立たないということでございます。そのためにも県民が戻って生活ができることを早くしてほしい。それによって福祉の帰る現場ができるという思いも強くしているところでございます。

いろいろございますけれども、今、実際に県内で社会福祉法人、被災したところが19の施設の13が避難されていて、まだ帰ることができておりません。それはまず帰れないというのが1つございますが、問題はいろんな町のビジョンというのと福島県のビジョンというのとたくさんビジョンがありまして、どこに戻ってどこで事業を再開していいか、ここだったらやっていいよという土地がなかなか見つからない。非常にそれがなかなか難しいのだらうと思います。

これは私有地のことも関わってくるでしょうし、それともう一つ、資金は、再生するのに社会福祉施設は6分の1の自己負担なのですが、それは建蔽率とかそういうもので実際の自己負担はもっと高くなりまして、それが法人の規模によって払える、払えないというような問題も出てきております。

これは違うところで聞いたのですが、厚生労働省と国土交通省と査定に行くとし方が違うとか、査定の厳しさが違うとかそういうことがあって、お金を借りるのに非常にスムーズに動かないところがあるということをお聞きいたしました。

そういうふうにして避難している社会福祉法人、また社協もそうですが、いち早く復興できる、復旧できるという、元に戻れるということをしてほしいと思います。

福島県、非常に大変で時間がかかると思うのですが、復旧があって復興があったのがその後、一生懸命、私たちももっと改善して、いい福島県に戻すように頑張っていきたいと思っておりますので、そういう意味では繁栄まで日本全国の手助けをいただいて、寄り添ってい

ただいて、私たちの力を与えていただいて、福島県が今までどおり美しいふるさとであり続けるという福島県に早くしてほしいという願いを申し述べさせていただきたいと思いません。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

残り5分となりましたが、あとお三方御発言がまだでございます。そして大臣の方からも応答していただきたいと思しますので、大変申し訳ありませんが、10分、15分の延長をお許しいただけないでしょうか。どうしても飛行機に乗るのだという方はお立ちいただいたら結構でございますが、せつかくの機会ですので、皆さんやはり思うことはたくさんあり、傾聴に値するご意見なので、議長として運営不手際で、長引いてしまい申し訳ありません。堀田先生、よろしく申し上げます。

○堀田委員 簡潔に申したいと思します。

福島関係で2点。現場で被災者の方々の生活支援、そして復興支援をやっておりまして感じますが、岩手、宮城の被災者の方々、勿論、大変な被害に遭っておられるわけですが、こういうふうがいい町に復興していこうという話をし出すと次第に元気になって明るくなる。

ところが、福島の方については、その話はできない。帰れるかどうかがわからない。帰れないとすればどこへ行くかもわからない。先に希望、夢がないと元気になるできません。そういう意味では、福島の方々は非常に辛い状況におられます。私どもは特に県外避難者の方々につきまして、なるべく出身地別にネットワークをつくって、それぞれの暮らしの復興等々について夢を語ってほしいというのでネットワークづくりをやっております。明日も実は県外避難者の方々の交流会を東京でやりまして、佐藤知事さんにも御出席いただくことになっており感謝しておりますが、ここへ来るまでに個人情報保護法が非常に大きな障害になっている。福祉の関係者はこの法律のために非常に今まで苦労しておりますのでけれども、それが特に今度の震災の場合に顕著に表れた。どこの市町村の出身者がどこに避難しておられるのか、その個人情報は県、行政も出せない。受入れの行政も出せない。結局私どもは、個人のつてをたどってどこの出身者がどこにおられるという情報を入手するしか方法がなく、大変な手間のかかる作業を進めております。

これが出せることになっておれば、1か月ぐらいでネットワークはつくれたし、今ごろ福島の方々も帰る土地について、あるいはこれから移転する場所についていろいろお話できて希望を持ってもらえることができたはずです。個人情報保護法全部が悪いというわけではありませんが、生命、身体、健康等に関わる、そのために情報を使う場合には同意は原則とせず、その人限定で情報を出せる。1条変えていただければ記載の在り方がぐっと変わります。是非御検討いただきたい。

○五百旗頭委員長 生命、何の場合とおっしゃいましたか。

○堀田委員 健康です。

○五百旗頭委員長 生命、健康。

○堀田委員 緊急事態には出せるのですけれども、もっと出せるように原則をひっくり返してほしいです。平野大臣もおっしゃいましたが、ほぼ帰れない方々というのは見えているわけで、ここを早く決めてほしい。切実なものがありまして、それはつらい決定ではありますが、厳しい状況は厳しい状況で、ありのままをしっかりと言えば今度はそれではどこの地に移るのか、そういうことが決められる。

これは国への提案でありますけれども、日本じゅうに過疎地はたくさんあって、いろいろな人を迎え入れたいと望んでいる地域はたくさんあります。福祉の関係でも農業継続の関係でも人を迎え入れたい土地はたくさんある。そういう市町村からまとめて受け入れるという意思表示、その条件、これを示していただければ、帰れない方々の集団移転とのマッチングができる、それぐらいのお世話は国・政府としてももう始めていいのではなかろうか。早くめどを立てて上げてほしい。切実に思うところであります。

3つ目、交付金の配分基準。これは、もうどうしても出さなければいけないお金と言うのはあるわけで、そここのところは早くしっかり基準を示してあげてくれていけばもっと計画は早く進んだのかなと思います。

21 ページ、4 番目、市町村長の研究会をという突拍子もない提言でありますけれども、実際、被災地に入りまして被災者の立場で復興支援をしておりますと、首長さんの能力の差が歴然と表れておりまして、能力のない市町村の復興状況は悲惨なものがあります。復興基本計画は平野大臣がおっしゃいましたように9割方決定されているのですけれども、問題はその中身で、相当住民の意見を聞いて詰めてやった復興基本計画、これはその次の段階の具体的な移転計画の方へ進めますが、それをやらずに大学の都市工学の先生に丸投げしてみたり、あるいはいろんなシンクタンクに丸投げをしたり、住民の意見を聞かずに、とにかく形だけ基本計画をつくったところは、そこに移るか移らないか、残るかについて住民の合意ができていない。これから進めようとしても、その点でたちまち異論が出て進められなくなると思います。これからその辺りの差がすごく出る。ですから、いいプロセスを踏んでいる市町村をどんどん紹介していただいて、そこに学んでいただくという作業が要るのかなと思います。

あと特区法についてもいろいろありますが、時間の関係で(2)のところだけ申しますと、例えば埋蔵物文化財の処理等、貝塚がいろいろ出てきそうですけれども、特区法には決められていないとか、特区法にはそういう不足のところがあります。

たとえば民事上の権利について、高台に土地を開こうとすると、登記が明治時代のまま止まっており。その後の相続等が全然登記に反映されておらず、権利者の実態もわからないという状態で、市町村が買い取れません。結局その土地が死んでしまうというような問題。あるいは、まとまって移るのについて所有権移転関係の合意をどう取るのか。これは都市部でも集合住宅で大問題になっているのに、被災地でまとまって動くとなると非常に手続がかかる。ところが、それを簡潔にするような手続が特区法に定められていない。その辺りの民事関係の手続の簡略化、大胆に民事法関係を変えるような発想で御検討いただ

かないと、これから具体的に復興を進めるときに相当障害になるのではないかと恐れています。

○五百旗頭委員長 大変重要な御指摘をいただきました。ありがとうございました。

それでは、横山委員、お願いいたします。

○横山委員 私は仙台から参りました。私は20代、30代と全世界にネットワークを持っております青年会議所で活動させていただいておりました、自分が生まれ住んでいる仙台、宮城、そして東北、全国それぞれ政策提言というのを若いころはやらせていただいております。

40代になりましてからは、商工会議所経済同友会という経済団体の政策提言ではないのですが、企業を通しての地域活性であるとかさまざまな活動をしてまいりましたが、震災の後、NGOと一緒にそれぞれの被災地の支援活動というのをやらせていただいております、NGOは御存じのように海外の支援をしているところでございまして、セーブ・ザ・チルドレンであるとか、難民を助ける会であるとか、具体的に申しますと資金力のあるそういった団体と一緒にそれぞれの被災地の子どもや障害を持った方やさまざまな方の支援もしてまいりました。そういう前提で、今回の復興計画や私自身の今まで1年間やらせていただいた中で課題というものを幾つか見つけてまいりましたので、御提言させていただきたいと思っております。

現状に関しましては皆様からも御報告もございましたし、この資料を出してから随分と進行しているものがございまして、現在困っていることをこうしたらいいのではないかなということを経験して申し上げたいと思っております。

1つは、高台移転であるとか内陸への移転ということで、自治体の皆さんやそれぞれの知事も大変困ってらっしゃるところだと思いますけれども、これの1つにやはり法律との壁というのがございまして、これはこの前の会議で構想会議の中で飯尾先生が中心になっていらした検討部会でもお話が出たと聞いております。専門委員の法政大学の先生であるとか、都市計画家の先生が手掛けてらした事例も出ていたようでございますけれども、今の制度の中でも実はできることはあるということで、定期借地権に設定をして、住民の方が余り負担をかけないで心の負担と財政的な負担もかけないで移転ができる方法であるとか、これは国内外さまざまな事例があるかと思っておりますけれども、一気に壁を壊す前に、事例があった中であればできるのではないかと思いますので、そういったことを是非促進を図っていただきたいというのが1点でございます。これに関しましては復興庁の方でもさまざまな事例を集めてらっしゃるということも報道で聞かせていただいておりますけれども、是非これは促進していただきたいと思っております。

仮設住宅というのは緊急でございましたので、それぞれの地域によって住まいのつくり方の格差がございました。女川町ではコンテナを使った2～3階建ての仮設住宅というのが非常に心地いい、建築家によってつくられたと聞いておりますけれども、こういった例があったり、南三陸町では地元の材を使った木造の仮設住宅がつけられていたり、岩手

県の住田町でもつくられていると聞いております。

そういった前提はございますけれども、まず緊急を要するというので、ここでの格差は致し方ないと思うのですが、この後つくられる災害復興公営住宅に関しましては、格差が余りないようにできないものかと思っております。この格差というのは坪単価がどうということではなくて、その地域に合った住宅を提供するということがその格差を縮める大切なポイントになるのではないかなと思います。

そういう意味で1つの例といたしまして、石巻市の合併をして旧北上町でございますけれども、ここに白浜という高台がございますが、これはもともと三陸沿岸の昔の漁村の姿を残していた大変すばらしい集落だったわけですが、今回壊滅的な被害を受けまして、すべてと言っては余りある言葉でございますけれども、大変な被害を受けたところでございますが、そこにある大学と財団、その地域でつくったまちづくり会社で復興公営住宅になり得るような、その地域に伝わっている材料と工法でつくった住宅というものがございます。こういったものを今後進めていく、それぞれ地域に合ったもの、すべてが木造である必要は全くないと思います。土地がないところでは当然高層になるでしょうし、それはそれぞれの地域の方と建築家、そして施行する方々で協議をするべきだと思いますけれども、その地域に合った、生活に合ったものをつくるということを是非手がけていただきたいと思っております。

気仙沼の唐桑でも、これは岐阜からの支援でございますけれども、間伐材を使った合掌造りの住宅というものがつくられております。これは森は海の恋人ということを提唱されている畠山さんの方に御支援をなさっている方のお話でございますけれども、これも仮設ではないのですけれども、後に解体をしてまた使えるといったプレハブのような、でも材料は間伐材で大変すばらしいものということを実践されていることもございますので、その例にならしまして進めていただきたいということが1点でございます。

先ほどからミスマッチングのお話でございますけれども、求人は非常に増えているけれども、なかなか結び付いていないということですが、これはかなうかどうか分かりませんが、実際に失業されて仕事は欲しいのだけれども、自分の技術や知識ではなかなかできないという方のために、研修制度とかいろいろありますが、逆に失業者としておくのではなく、準公務員のような形で政府や自治体で雇用して、求人を出しているところとマッチングを半強制的というか、そういった形でやっていただかないと、今、失職をしている方の心がどこまで続くかということがあるのです。いくら失業保険であるとかさまざまな支援金で生活ができるとしても、実際にその後、仕事する意欲であるとか、ずっと持っていた知識や技術がどんどんと衰えていく可能性もございますので、こういった大胆な方法も是非取り入れていただければよろしいのではないかなと思います。

ボランティアがもう激減しております。10分の1以上の方しか被災地には来ていないという現状でございます。ボランティアといってもがれきの処理であるとかそういったことでは決してなくて、専門性を持った方、さまざまな融資や支援を受けられない小規模な事

業をなさっている方に対してはボランティアという力は大変大きいとっておりますので、こういったところには個々の意思というよりも、大学であるとか専門学校であるとか、NPO、NGO との連携というのを仕組みとしてきちっとつくっていただきまして、継続的にそういった力を必要としている方々に届けていただけるような仕組みを是非確立していただきたいと思います。

もう一点は、今、新しい共助の形というのがさまざまな企業であるとかNPO、NGOで繰り広げられておりますけれども、今、続けてらっしゃるところは資金的に非常に潤沢なところでもございます。その資金的なところが潤沢なところだけではない方たちも共助というところに加わりたいと思っておりますので、新たな共助の形というものの仕組みづくりというものも入れていただきたいと思います。

地域医療に関しましては、被災地はもともと大変なところでございましたので、これに関しては加速度的にやっていただきたいと思うのですけれども、公立、国立のものだけではなくて、実は診療所で被災されている人が大変多いと聞いておりますが、この個人診療所に対する支援がとても薄いということもございまして、実際にそこにいらっしゃる患者さんのケアができない状況でいらっしゃるかと思いますけれども、そういう意味ではお医者様はたくさん全国にいらっしゃるわけですけれども、偏りがあると思うのですが、これは組織的にその偏りを解消するという意味も含めまして、地域医療に関しまして大学や医療機関、さまざまな連携でそれを補っていただければと思います。

今日は参考資料として河北新報社が主催しております委員会のものを持ってきておりますけれども、これはなぜかと申しますと、広域な視点で見ているものでございますので、それぞれの知事が今日お見えでございますけれども、3県やほかの被災地も含めたものというのはなかなか表に出てきていないかと思うのですが、そういう意味で広域な点で是非これを取り上げていただきたいと思います。

○五百旗頭委員長 貴重な資料を含めてありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、吉田委員、よろしく申し上げます。

○吉田委員 私一人、この中では異分子でありますけれども、今、横山委員の方から河北新報社の提言がありましたが、被災地の地元紙の代弁者かなということで参加させていただきたいと思います。

私はあえて皆さんと違う方向からお話ししたいのです。岡本さんが指摘されたように深刻な事態を見たときに大事なのがスピード感、これは全くその通りだと思います。それが大前提の上であります。五百旗頭先生たちがおつくりになった復興の理念について、やはりこだわりを持つべきではないかということをあえて言いたいと思います。

なぜかと申し上げますと、長期的に見た場合、この理念の部分にこだわるのが大きな成果を生むのではないかと。目の前の成果にこだわった場合に、長期的に考えた場合マイナスにならないかということは見落とすべきではないというのが私の考え方です。

今日は時間がありませんので2点だけ申し上げたいのですが、地域社会の再生というこ

とについて非常に留意するべきだと。それは地域社会と言った場合、今回はどういう類型があるかわかりませんが、例えば三陸、中山間地域と仙台平野の部分、あるいは福島のように原発の汚染がある部分、そのこの類型に応じてということになるでしょうけれども、やはりこれからの地域社会をつくっていく場合のモデルケースとなるべきということにこだわらなければならないか。

例えば過去の例で奥尻島の件があります。奥尻でかなりの額の資金が投ぜられたはずですが、復旧ということだけでは人口減少を結局食い止められなかった。地域社会を守ることからすれば、やはり中長期のモデルあるいはパイロット事業としての再生ということにこだわるべきではないかということが1点であります。

もう一点は、先ほどから何人かの方も御指摘されていますが、やはり地元から、地域からの発想がなければこの再生は恐らくうまくいかないだろう。地域主権という形での県レベルでのいわゆる権限を持った再生事業も大事でしょうが、それプラスαで地域の総意をどうやって生かしていくか。これは理想にしかすぎないという意見もあるかもしれませんが、やはりそこまで見ていかなければ本当の再生はできないのではないか。逆に言えば、そういう再生の仕方をできる仕組みをつくる努力もこの復興委員会の役目ではないかなと思います。私は具体的には知恵があるわけではありませんから、これからの委員会の議論の中で皆さんのお知恵を借りながらですけれども、そういう視点からやっっていこうと思います。

これは蛇足であります。先ほどからスピード感の問題、政府へのいろいろな批判があります。ニュースを一応総括している立場から、例えば最近のがれき処理の問題に遅いとの批判があります。私、実は出身が岩手県であります。岩手県の新聞社、岩手日報というところがありますが、委員会で何を言ってきてほしいかとかがいましたら、イの一番のがれき処理のことを訴えてきてほしいと。それは恐らくこの3県とも同じ、宮城県の場合も最大のがれきを抱えているわけです。

スピード感ということでは確かに政府の取り組みは遅いのですが、しかし、最近、私は政府を励ます意味で言いたいのですが、検索するとがれきについてのニュース量が圧倒的に増えています。政府もやればできるのではないかと。細野大臣あるいは平野大臣もいろいろな場面で先頭に立っておやりになっていますが、政府がこういう形で集中してやればやれる。例えば先ほどから出ている行政職のマンパワーの確保の問題、政府が集中的にやれば恐らくできる。そういう意味で是非政府の役割というものを先ほどは地域のことを申し上げましたが、よく考えて、是非政府の力というものを認識されて力を奮っていただきたいと思います。

以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。我が国の災害対策基本法からそうですが、災害に対処すべきは現場である、まず本人である。しかし、それに余る大きな災害である場合には補完性の原理で自治体が出る、それがだめなら県でやる、それがだめなら国で、

この場合、非常に大きな災害で、現場の手に余るということが非常に多い状況ですので、国の役割というのが否応なく大きくなっている。そういう意味で注文も多いわけですが、平野大臣の方から時間の関係で全部について各論をとすることは申し上げかねますが、セレクトティブに、これからまだこの会議は続きますので、今日で結論が出るというわけではございませんので、今これをとと思われる点について応答していただければと思います。

○平野復興大臣 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

委員の皆様方からは本当に建設的な意見をいただきました。その中で私の方から津波・地震について1点、福島に関して1点だけお話をさせていただきたいと思います。

津波・地震地域、これが津波でなければ、地盤沈下がなければ、がれきを処理しますと大体今ごろどこかに家が建っているはずです。住宅が大体そういう再建で建てたいと思っている方も結構いますから。ただ、やはり一度津波を受けたところ、地域の中でも真っ二つのところがございますけれども、高台移転するか、そこで住宅を建てるか、なかなかこれは意見が割れているという中で、繰り返し冒頭申し上げましたけれども、その意見集約に相当なこれからいよいよもって多分エネルギーを割かなければならないということだと思えます。これにつきましては、やはり国としてもまず人的支援、これは冒頭申し上げましたけれども、これをしっかりやっつけていかなければならないということと、あと別途、こういった土地利用調整というのはどういう形でやればいいのかということにつきましては、さまざまな方々から意見をいただいて体制を考えたいと思っておりますが、是非ともこの委員会でも御議論をいただければありがたいと思えます。

その上で産業に関しまして、土地利用に関しましては、地場で復興させることを基本にやっています。ただ、そのときにどたばたがございまして、せっかくグループ補助金がつく制度をつくったのはいいのですけれども、地盤が悪いところにはグループ補助金は付けられないとか、だったら地盤沈下の工法をやればいいではないかということで、そういう調整をする。かさ上げをやりたいのだけれども、グループ補助金はかさ上げの制度がないからそれを付けてもらいたいというその調整をするということで、若干どたばたしたことがあります。これからも若干どころではない、今日もある市町村から電話がかかってきて、こことここの組み合わせでやるとうまくいくのだけれども、何とかならないかというような相談を受けましたけれども、そういったところは一つひとつとにかつつぶしながら対応していくしかないとは思っていますが、全体としては制度の形はできつつあるのかなということですが、その制度をとにかく是非使っていくような形を何とか早くつくりたいと思っております。

福島に関しましては、やはり何と言っても、これは昨日も実は新潟にお邪魔したのですが、自主避難といわれる方々の避難が止まらないのです。これを止めない限り福島は県民が出ていくではないかという指摘を受けて、どうしようもなく、それは佐藤知事も一番つらい思いをされると思いますが、県外の人から言われますと、そこから福島は危ないのではないかという思いがどうしても持つという指摘を受けています。何とかとしてこ

れをまず最初に止めなければいけないなと思っています。

医療の観点から、佐藤知事から強い要望を受けて実質無料化という形は実現する形にはなりましたが、あらゆる手段をとにかく講じて、まず福島からとどまっていたかどうか、無理に出なくてもいいような状況を何とかつくりたいと思います。

その上で、あともう一つ福島に関して言いますと、やはり強制的に避難されている方々のこれからの行く末ということで、繰り返し繰り返し言われるのは、先が見えないということが一番つらいのだと言われますので、これについては何とかとにかく早い段階で、少なくとも帰還まで、あるいは帰還できない場合にはこうするといったことについてのロードマップを最低限示すことを急ぎたいと思っております。あと法律改正等々の必要性については、さまざまな御提案をいただきましたので、今日の御議論を踏まえて対応すべきものは対応したいと思っています。

特に土地の問題については問題意識を共有しておりまして、法務省等も入れた形で、今までのやり方でやったのではとても間に合わないという問題意識を持って、かなり検討を始めております。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。時間を延ばす気も、あるいは事あれかしの趣味もないのですが、先般復興庁の査定について、宮城県知事からメディアを通して大変厳しい、「53%か」という話があって、今日はそれが1つの主戦場になるのかなと思っておりましたが、もう予定調和で済んでしまったのかどうか、その問題というのはどうなのか、村井知事から一言お願いします。我々この委員会としてやはり無視できない問題だと思いますので。

○村井委員 先ほど大臣からコミュニケーション不足であったということがありました。私もそこが最大の理由だったかなと思っています。

補助事業というのはすべてひも付きで、これをやったら補助金を付けてあげるよということで、これまでは膨大な資料を提出しなければなかなか補助金はつかなかった。そういうことでは時間がかかるだろうということでできたのが今回の復興交付金。40のメニューがあって、その中で自治体がい러んなメニューを選択して、それを申請して、認められればよいという使い勝手のいい交付金ということで、提出する資料も少ないだろうと思っておりました。

当然、自治体側は自治体負担ゼロの交付金ですので、大変大きな期待を膨らませていろんなものをどんとメニューとして出した。しかし、大臣として生活再建と雇用の回復を最優先でまずやりたいというお考えがあって、それに関係のない道路のかさ上げなどはちょっと横に置きましょうということで調査費程度しか付かなかった。それが我々ちょうど2月議会の直前だったものですから、2月議会で議案として提案しなければいけませんから、それをもう議案の中に盛り込んでおいた。したがって、今更もうどうのこうのは言えませんがそのまま出した。そうしたらだめだとぼっさり切られた。今度は県議会から空予算だと、予算の入る見込みもないのに一体何を考えているのだと怒られたということで、そ

の怒りの矛先が大臣の方に向かったということでございます。

今日も記者会見でいろいろ聞かれましたけれども、2回目以降は当然我々はやりたいことは言いますが、お互い喧嘩ばかりしているわけは行きませんので、譲るところは譲る、また主張するところは主張するという形でいろんなことをやっていきたいと言いました。

復興交付金以外にも社会資本整備基盤総合交付金といったものもあります。それは地方負担が出るものですから、我々としてはできるだけ復興交付金、100%国が持ってくれる交付金でやりたいと思っていますが、その辺は財源の問題もありますので水面下でアンダーテーブルで厳しいせめぎ合いをしながら何とか認めていただけるようにこれから努力してまいりたいということでございます。

○五百旗頭委員長 わかりました。ありがとうございました。

何か発言をどうしてもなさりたいという問題ですか。そうしたら、お二方、1分ずつ認めます。

○達増委員 交付金の問題は岩手も決して満足はしておりませんで、制度の構造的な問題としてどうしても調整に時間がかかるようになっていく。それはいい結果を出すためには仕方がないのですが、1つ市町村のマンパワー不足という中でかなり市町村に負担がかかっているということは何とかしてほしいと思っています。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

○佐藤委員 福島県から人が流出していて、除染をまずしなければいけない。放射能に対する基準を、政府が一度お出しになりましたけれども、残念ながら信頼が損なわれている。ですから、堀田先生のお話は私も極めてつらいのです。福島県は今200万の人口を切ってしまうと、子どももどんどん県外に行ってしまう。その根幹は何かということもはっきり政府の中で対応していただきたい。何度も申し上げておりますけれども、世界の英知を集めて放射線の被曝、これなら心配ないという信頼できるような1つの出し方をしっかり考えていただきたいと思います。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。予定の時間を30分近くも過ぎて、誠に議長として申し訳なく存じます。

皆さん、3県の知事だけではなくて、各委員、5分を8分に延ばしたとて言いたいことのまだ半分も言えていないというお気持ちが正直なところだと思います。それについては今日意見書を出していただきましたが、同様に今日の会議を終えて、これが言いたい、あれが言いたいということを事務局の方に送っていただきましたら、次回、会議の資料とさせていただきますし、それも公開するという事なので、言わば持ち回りの会議の延長という意味もあると思いますので、どうぞそのようにお使いいただけたらと思います。

本日の会議については、後に議事録を作成して公表すると最初に申しましたとおりです。事務局から送りますので、委員の皆様にはできるだけ速やかな内容確認をお願いいたします。それが返ってきましたところで1か月以内に公表したいと思っておりますので、御協

力、よろしく願いいたします。

次回以降につきましては、ちょっと申しましたように、現地の実情をしっかりとつかむということが重要でありますので、できるだけ早い時期にそれを行いたい。今日の御議論などを参考にしながら、できれば4月中に現地視察をできないか。遅くとも連休前後にはできないか。次回の委員会はその結果をも踏まえて、5月をめどに開催して議論を深めることができればと思っております。

それぞれの御都合等をお伺いいたしますので、御協力をいただきまして、現地視察を踏まえながら、次回の会議開催ということを決めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日は予定を過ぎて長い時間、2時間半にわたる会議、御協力ありがとうございました。